

新

地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用した 介護事業所に対する業務改善支援及びICT導入支援（平成31年度新規）

業務プロセス、職員配置及び作成文書の見直しのほか、介護ロボットやICTの活用等を通じて介護事業所における生産性向上の推進を図るため、これまで実施されている介護ロボット導入支援に加え、**新たに介護事業所に対する業務改善支援、ICTの導入支援に係るメニューを追加。**

介護事業所に対する業務改善支援事業

【内容】

生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組を支援するための費用の一部を助成

【対象事業所】

生産性向上ガイドライン（平成30年度作成）に基づき、事業所自らの業務改善に向けた取組を、本事業により後押しすることで、地域全体における取組の拡大にも資すると都道府県又は市町村が認める介護事業所
※例えば、人材不足に関連した課題を解決することが急務である事業所、団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所など

【手続き等】

介護事業所は業務改善計画や市町村の意見書（市町村指定の場合）を添付の上申請する。事業実施後、都道府県へ改善成果の報告を行う 等
※都道府県は各種研修会や事業者団体等を通じて集約した改善成果（業務改善モデル）を横展開

【補助額】（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限30万円）

事業スキーム

- ①課題解決が急務な事業所
- ②業務改善支援（事前評価（課題抽出）、改善支援、事後評価）の実施
- ③改善成果報告・公表等
- ④改善モデルを蓄積して近隣事業所に横展開
- ⑤地域における生産性向上の取組が面的に拡大

ICT導入支援事業

【内容】

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用の一部を助成

【対象事業所】 介護事業所

【要件】 介護ソフトは介護記録、情報共有、請求業務が一気通貫であること 等

【補助額】（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限30万円）

訪問介護の場合



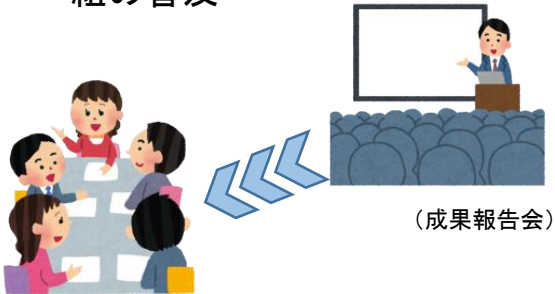
*事業所内のICT化（タブレット導入等）により、介護記録作成～請求業務までが一気通貫に

「介護事業所に対する業務改善支援事業」の流れ

本事業を通じて、①介護事業所の生産性向上に向けた取組の支援、②取組の成果を多様な改善モデルとして都道府県が横展開を行うことで、地域における取組の好循環を生み出し、生産性向上の取組を面的に推進する。

⑥都道府県による横展開（２）

- ・取組を行った事業所による報告会や各種研修会の開催
- ・事業者団体等と連携した取組の普及



→近隣事業所のモデルを参考に（本事業の活用も含めて）職場環境の改善等を検討



※市町村指定の場合

市（区）町村

(②意見書)

(①意見書の依頼)

※都道府県指定の事業所は市町村意見書は不要

都道府県

地域医療介護総合確保基金
(介護従事者確保分)

③補助申請

④補助金交付

※市町村指定の事業所は「②意見書」を申請書類に添付

⑥都道府県による横展開（１）

- ・事業成果の集約・公表
(近隣事業所の取組成果が見える化)



※事業の成果は国でも調査研究（老健事業等）で把握予定

⑤成果報告

- 「業務改善計画」及び「事後評価書」
- その他、取組の成果が把握できる事項（利用者の満足度、収支の状況、取組の感想と残された課題など）

介護事業所・施設



- 人材不足に関連した課題を解決することが急務である事業所
- 早急に業務改善に向けた支援が必要であると事業者団体から推薦があり、団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所

など

④業務改善支援

- 事前評価
(課題抽出)
- 助言、指導
- 事後評価等



職場環境の改善等に
係る知識・経験を
有する第三者



※生産性向上ガイドライン
(厚生労働省作成)を活用

地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用した 介護事業所に対するICT導入支援事業（平成31年度新規）

【目的】

介護事業所における業務の効率化を通じて訪問介護員等の負担軽減を図り、利用者に向き合う時間を確保することにより、利用者に対して質の高いサービスを効率的に提供する。

【内容】

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用（購入又はリース）の一部を助成

【対象事業所】

介護事業所

【要件】

- 介護ソフトは介護記録、情報共有、請求業務が一気通貫であること ※それぞれのソフトのベンダーは別でも可
- 「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること
- タブレット等を購入する場合には、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。
- 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
- 導入した介護事業所においては、別途通知する内容に基づき、管理者等が導入効果等を記入の上、報告すること。
※令和2年度より「CHASE」（ケアの内容や利用者の変化などに関する情報を収集・蓄積するために新たに構築するデータベース）の運用を開始する予定であることから、介護ソフトについては、CHASE運用開始時にCHASEを踏まえた対応を可能とすることを推奨すること。

【補助額】

（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限30万円）

